

POLICY DEVELOPMENT

25

ITTO 戦略的行動計画2022-2026



ITTO政策シリーズ25



国際熱帯木材機関



ITTO戦略的行動計画2022 - 2026

ITTO政策シリーズ25



国際熱帯木材機関

推奨される引用方法: ITTO 2022. *ITTO Strategic Action Plan 2022–2026*. Policy Development Series No. 25. International Tropical Timber Organization (ITTO), Yokohama, Japan.

国際熱帯木材機関 (ITTO) は、熱帯林資源の保全と持続可能な経営、利用、貿易を促進している政府間組織である。世界の熱帯林の8割大半はITTO加盟国に存在し、世界の熱帯木材・木材製品の貿易の9割ほとんどが加盟国間で行われている。ITTOは、持続可能な森林経営と森林を主体とした企業保全を振興促進するため、政策文書やガイドラインを作成し国際的な合意を図るとともに、熱帯加盟国がこのような政策やガイドラインを各国の状況に応じて取入れ、プロジェクトを通じて現場で実践できるように支援を行っている。さらに、熱帯木材の生産や貿易に関するデータの収集、分析や提供を行うとともに、地域社会と業界の双方のレベルで林産業の振興に資するプロジェクトやその他の取組に対して資金提供も行う、熱帯木材の世界経済に関連した情報、統計データ及び動向を逸早く発信している。ITTOは1987年に運営を開始して以来、1,200件以上のプロジェクト、事前プロジェクト及び活動に4億3,000万米ドルを超える資金を提供している。プロジェクトはすべて任意拠出により賄われており、今日までの主要なドナーは日本と米国である。

写真の解説と提供者

表紙—ブラジル・ロンドニア州・Alta Floresta D'OesteのTerra Indígena Rio Brancoに立つアマゾンアンナツの木。写真撮影：A. Segura Tomasi / Instituto Internacional de Educação do Brasil.

1ページ—ガイアナで自然のまま残る熱帯林。写真撮影：ガイアナ森林委員会 (Guyana Forestry Commission)

3ページ—メキシコ・ベラクルス。海岸林がもたらす生態系サービスの価値評価を目的としたITTOのプロジェクトの活動として、プロジェクトオフィサーと森林に関わる地域住民の代表者によるワークショップが行われている。ITTOはこのように森林に関わる利害関係者間の協議の機会を設けている。写真撮影：G. Sánchez-Vigil

10ページ—インドネシア・グヌン・グデ・パンランゴ国立公園 (Gunung Gede Pangrango National Park) の峡谷にかかる吊り橋。ITTOの活動により、熱帯林の保全と持続可能な利用、存続可能な森林を主体とする事業の開発や持続可能な熱帯木材貿易等、持続可能な森林経営を可能にする多数の要素が結びついている。写真撮影：Randi / Gunung Gede Pangrango National Park Authority

14ページ—横浜・みなとみらい地区。横浜国際協力センターとITTO本部が置かれているパシフィコ横浜 (最前列右)。写真撮影：R. Carrillo / ITTO

19ページ—ITTOは特に、加盟国やパートナーと協力して地域の人々の生計向上に努めている。ガーナでは、ITTOプロジェクトによりこの農業従事者は自身の土地にアグロフォレストリーを実践することができた。これはREDDプラスを実施する取組の一環である。写真撮影：F. Tease

24ページ—ソチトル・タピア・サンチェス氏 (左端) は、ITTOのフェローシップを受けて熱帯農業研究高等教育センター (CATIE) にて熱帯自然林の多角的経営に関する国際集中コースを修了した。写真撮影：M. Manzanero

29ページ—ブラジル・アマゾナス州のアンティマリ (Antimary) 州有林。ITTOの長期プロジェクトにより持続可能な森林経営に向けた取組が加速し地域の人々は経済的恩恵を受けた。この事例のようにITTOはあらゆる規模での持続可能な森林経営の実践を促進している。写真撮影：WWF

43ページ—ミャンマー・カバウン保存林 (Kabaung Reserved Forest)。REDDプラスに向け地域住民の能力強化を行うITTOのプロジェクトで森林官が木を計測している。写真撮影：ミャンマー森林局 (Myanmar Forest Department)

© ITTO 2022

本冊子は著作権で保護されている。販売及び商業的な使用を目的とせず、出典を明示する場合に限り、ITTOロゴを除く本冊子の文章及び画像の全部または一部の複製を許可する。

ISBN 978-4-86507-081-1

ITTO の理念

持続可能な経営下に置かれ、かつ、合法的に収穫された熱帯木材の貿易の拡大と多様化および持続可能な熱帯林経営に関する検討、協議、国際協力および政策策定を推進すること



目次

序文	5
頭字語	6
1 はじめに – 背景	7
熱帯林は人間の福利にとって極めて重要	8
ITTO: 熱帯林に特化した唯一の国際機関	10
ITTO のパートナーシップで持続可能な恩恵を獲得する	11
2 熱帯林セクターの動向と課題	13
止まらない森林への脅威	13
新型コロナウイルス感染症の影響と回復の見通し	14
3 戦略的重点分野、分野横断的戦略及びターゲット	16
4 実施枠組	20
二カ年事業計画 (Biennial work programmes)	21
事業資金/プロジェクトサイクル	21
加盟国、パートナー機関および利害関係者	22
5 モニタリング、報告及びレビュー	23
モニタリングと報告	23
レビュー	23
付属資料	
付属資料 1: 2006年ITTA第1条の条文	24
付属資料 2: ITTO加盟国一覧	26
表	
表 1: 2022年～2026年のITTOの戦略的重点分野および分野横断的戦略	17
表 2: 2026年までに達成すべきターゲット (戦略的重点分野別)	18
表 3: 2026年までに達成すべきターゲット (分野横断的戦略別)	19
ボックス	
ボックス 1: ITTOの包括的な目的	7
ボックス 2: 2017～2030年国連森林戦略計画 (UNSPF) が定める共有される国連のビジョンとミッション	8
ボックス 3: 国際的に合意された関連目標	8
ボックス 4: 森林について	9
ボックス 5: ITTO組織図	10

序文

森林、特に熱帯林は、地球が瀕している気候変動、生物多様性の減少、貧困、新型コロナウイルス感染症の流行といった危機に対する取組には欠かせません。熱帯林は、多様な陸生の生命体が生きる場所であり、大量の炭素を貯留する受け皿です。熱帯林セクター及びこれに関連する熱帯木材貿易は、環境負荷の少ない資材への世界需要を満たし、何百万世帯もの家族の暮らしを支えています。熱帯林は、私達全てに恩恵をもたらす極めて重要な生態系サービスを提供しているのです。

ITTOが長年掲げてきた使命は、持続可能な経営下に置かれ合法的に収穫された熱帯木材の貿易と木材を生産する熱帯林の持続可能な経営の促進です。今日、この使命はこれまで以上に重要性を帯びると言えます。例えば、2021年11月に発行し、140か国以上が批准した「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言 (Glasgow Leaders' Declaration on Forests and Land Use)」は、世界の森林を持続可能な方法で経営し保全するという国際社会の新たな決意表明です。

ITTOの「戦略的行動計画2022-2026」は、今後5年間のITTOの政策活動と事業活動の指針となります。過去の戦略的行動計画の実績に基づき、明確な戦略と指針を定めています。本戦略的行動計画は5つの部分で構成されます：

- ・ 1: 人間の福利にとっての森林の重要性とITTOの役割を述べています
- ・ 2: 新型コロナウイルス感染症の拡大を背景としてのもを含め、熱帯林セクターの動向と課題を特定しています
- ・ 3: 本戦略的行動計画の中心となる本部分では、ITTOの4つの戦略的重点分野（「ガバナンスと投資」、「経済と熱帯木材貿易」、「強靱性、再生と保全」並びに「統計と情報」）及び4つの分野横断的戦略（キャパシティ・ビルディング、ITTOの有効性、新型コロナウイルス感染症からの回復、ジェンダー平等）及び2026年までに達成を目指す38のターゲットを特定しています
- ・ 4: 本戦略的行動計画の実施枠組について説明しています
- ・ 5: 本戦略的行動計画の実施にかかるモニタリング、報告及びレビューについて述べています

「戦略的行動計画 2022 - 2026」は、2名のコンサルタントと生産国・消費国、貿易諮問グループ (TAG) 及び市民社会諮問グループ (CSAG) が選出したメンバーで構成されるワーキンググループが作成した案に基づいています。国際熱帯木材理事会 (ITTC) はこの案を詳細にレビューし、2021年12月初旬に開催された第57回理事会で採択しました。本計画作成に尽力した全員に感謝の意を表します。世界規模で脅威が迫る中、本計画が、ITTO加盟国による保全と持続可能な開発の両方を達成する取組に対するITTOの力添えを可能にし、私達が直面する地球規模の脅威の回避に役立てられると確信しています。

シャーム・サックル

ITTO事務局長

2022年6月

頭字語

BWP	Biennial Work Programme 二カ年事業計画
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora ワシントン条約(絶滅危機のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)
CPF	Collaborative Partnership on Forests 森林に関する協調パートナーシップ
CSAG	Civil Society Advisory Group 市民社会諮問グループ
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations 国際連合食糧農業機関
GEF	Global Environment Facility 地球環境ファシリティ
ITTA	International Tropical Timber Agreement 国際熱帯木材協定
ITTO	International Tropical Timber Organization 国際熱帯木材機関
IUCN	International Union for Conservation of Nature 国際自然保護連合
MOU	memorandum of understanding 覚書
SFM	sustainable forest management 持続可能な森林経営
TAG	Trade Advisory Group 貿易諮問グループ
UNFF	United Nations Forum on Forests 国連森林フォーラム
USD	United States dollar(s) 米ドル

1 はじめに – 背景



ITTO戦略的行動計画 2022-2026の目的は、ITTOの政策活動及び事業活動の指針を示すこと及びITTOの目的(ボックス 1)達成に向けた2026年までの5年間の重点課題を特定することである(付属資料1参照)¹。本計画はまた、ITTO加盟国、協力機関、利害関係者にとっての参考枠組ともなり、国際社会に広くITTOの重点課題を伝えるものである。

ボックス 1: ITTOの包括的な目的

2006年国際熱帯木材協定 (ITTA) 第1条が定めるとおり、ITTOが掲げる2つの包括的な目的は、次の促進である

- 1) 持続可能な方法で経営され合法的に収穫された熱帯木材資源の貿易拡大と多様化
- 2) 熱帯木材生産林の持続可能な経営

2006年ITTA第1条では19の個別目標も定めている

この2つの目的を達成するため、ITTOは、2017～2030年国連森林戦略計画 (United Nations Strategic Plan for Forests 2017–2030: UNSPF) (ボックス 2) が定める共有されるビジョンとミッションを支持し、同計画が掲げる6つの世界森林目標 (Global Forest Goals) (ボックス 3) に寄与するよう尽力する²。さらに、ITTOの使命に従い、持続可能な開発のための2030アジェンダ (2030 Agenda for Sustainable Development) 中の持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)、特に目標15の「陸の生活も守ろう」、パリ協定、ポスト2020世界生物多様性枠組 (Post-2020 Global Biodiversity Framework) 及び国連生態系回復の10年2021-2030 (United Nations Decade on Ecosystem Restoration 2021–2030) 中の森林関連目標を推し進めるため力を注ぐ。

¹ 2006年ITTAはwww.itto.int/ja/council_committees/ititaにて参照可能。「戦略的行動計画 2022-2026」は「戦略的行動計画 2013-2018」(2021年まで延長)を承継する。

² 2017年、国連総会 (ITTOの全加盟国が参加)にて2017～2030年国連森林戦略計画 (United Nations Strategic Plan for Forests 2017–2030: UNSPF) が採択された。同計画の実施にかかるフォローアップ及びレビューは国連森林フォーラム (UN Forum on Forests: UNFF) が担う。www.un.org/esa/forests/documents/un-strategic-plan-for-forests-2030/index.html (英語)を参照願いたい。

ボックス 2: 2017～2030年国連森林戦略計画 (UNSPF) が定める共有される国連のビジョンとミッション

ビジョン:あらゆる種類の森林及び森林以外の樹木が持続可能な経営・管理下に置かれ、持続可能な開発に寄与し、その経済的、社会的、環境的及び文化的な恩恵を現在及び将来世代の人々が享受できる世界

ミッション:あらゆるレベルでの協力、連携、一貫性、相乗効果、政治的な関与・行動を強化するなどして、持続可能な森林経営や、森林及び森林以外の樹木の持続可能な開発のための2030アジェンダへの貢献を促進すること

熱帯林は人間の福利にとって極めて重要

地球上の生物にとって森林は無くてはならないものである。地表³の31パーセントに広がる森林は、世界で最も生産的な土地基盤の生態系の一つである。生きるため(例: 食料、燃料、飼料、住まい)、生計を立てるため、働くため、収入を得るために森林に依存する人々の数は16億人に上ると推定されている⁴。

ボックス 3: 国際的に合意された関連目標

持続可能な開発目標15: 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

2030年までに達成を目指す6つの世界森林目標:

1. 保護、再生、植林、再造林による持続可能な森林経営を通じて、世界の森林減少を反転させるとともに、森林劣化を防ぎ気候変動に対する国際努力に貢献するための取組を増大させる。
2. 森林に依存する人々の生計向上を含め、森林から生まれる経済的、社会的、環境的な便益を拡大させる。
3. 世界全体の保護林の面積や持続可能な森林経営がなされている森林の面積、持続可能な経営に置かれた森林に由来する林産物の割合を大幅に増加させる。
4. 持続可能な森林経営の実施に向け、大幅に増加した資金や新規・追加的資金をあらゆる資金源から動員するとともに、科学技術分野の協力やパートナーシップを強化する。
5. 国連森林措置 (United Nations Forest Instrument: UNFI) 等を通じ、持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組を促進するとともに、森林が持続可能な開発のための2030 アジェンダにもたらす寄与を増大させる。
6. 国連システム内や森林に関する協調パートナーシップ (Collaborative Partnership on Forests: CPF) 加盟組織間、セクター間、関連ステークホルダー間等、森林関連課題に関するあらゆるレベルでの協力、連携、一貫性及び相乗効果を強化する。

³ 国連食糧農業機関 (2020). 「2020年版グローバル森林資源アセスメント (Global Forest Resources Assessment 2020)」。ローマ。

⁴ 国際連合 (出版年不明). 「人のための森林ファクトシート (Forests for people fact sheet)」。 https://www.un.org/esa/forests/wp-content/uploads/bsk-pdf-manager/83_FACT_SHEET_FORESTSANDPEOPLE.PDF (英語) を参照願いたい。

熱帯林の面積は全森林被覆面積の45パーセントに当たる18.4億ヘクタールで⁵、様々な財や生態系サービスを提供している。熱帯木材やその他の林産物を持続可能な方法で収穫し加工する作業は熱帯林セクターの中核部分をなす。熱帯の林産物は国際取引によって世界各地の住宅消費者・商業施設消費者に届けられ、これが地域や国家の経済に貢献し、熱帯林に価値を与える。熱帯林に価値が付与されることで、森林が農地やその他の用途に転換されることを回避できる。

持続可能な方法で経営されれば、熱帯林は、土壌・水の保全、気候の調整、生物多様性の生息場所の提供、私達が呼吸する空気のろ過、土地劣化と砂漠化の防止、洪水、地滑り、干ばつその他の災害のリスク抑制といった不可欠な生態系サービスを提供する。

新型コロナウイルス感染症の拡大で、経済の混乱が広がりを見せる時に人間の基本的なニーズを満たすセーフティネットとしての森林の価値や、外出が禁じられている間に屋外で過ごす場所としての森林の価値が注目された。さらに、動物原性感染症に対する天然の緩衝材として機能することで、森林は将来の感染症拡大リスクの軽減にも寄与し得る⁶

ボックス 4: 森林について

- 森林は陸地のほぼ3分の1(41億ヘクタール)を占める
- 世界の森林の93パーセントは自然林、7パーセントが人工林である
- 全森林の45パーセントは熱帯地域にある。22%は中南米、16%がアフリカ、7%が南アジア及び東南アジアに生息する⁷



⁵ 国連食糧農業機関(2020)。「2020年版グローバル森林資源アセスメント(Global Forest Resources Assessment 2020)」。ローマ。

⁶ 国連経済社会局(United Nations Department of Economic and Social Affairs)、UNFF事務局(2021)。「世界森林目標報告2021(Global Forest Goals Report 2021)」。

⁷ 国連食糧農業機関(2020)。「2020年版グローバル森林資源アセスメント(Global Forest Resources Assessment 2020)」。ローマ。

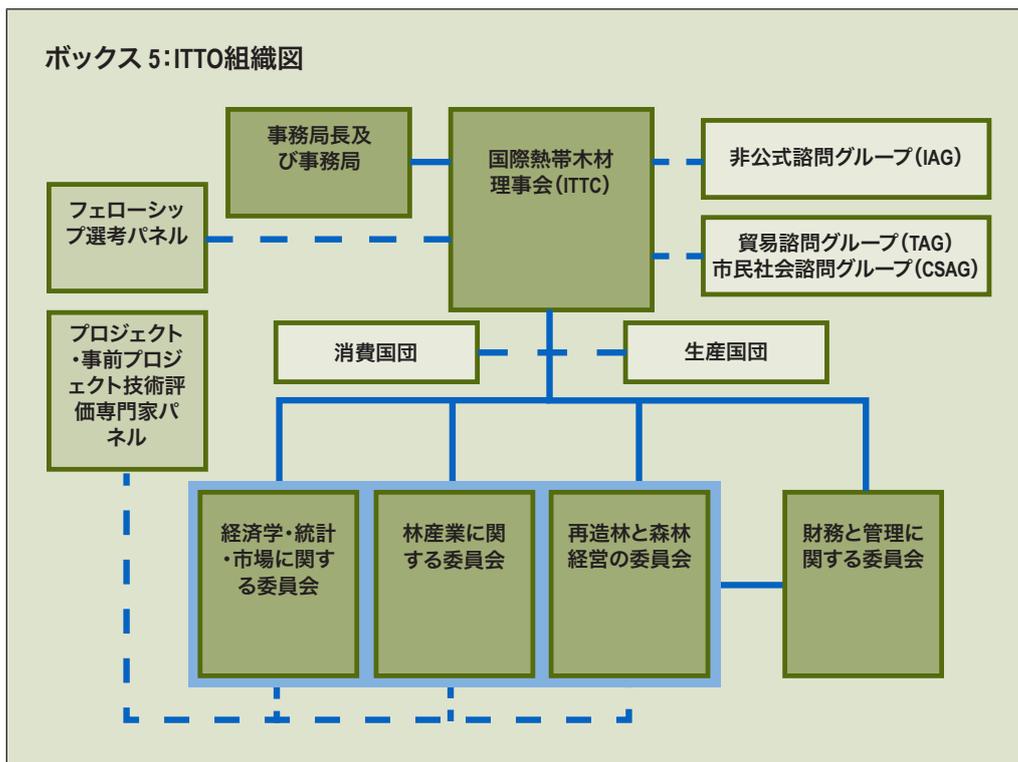
ITTO:熱帯林に特化した唯一の国際機関

ITTO は、条約に基づく国際機関で横浜に本部を構える。政府間の協力を促して熱帯林資源基盤の重要性といった熱帯林セクターが直面する問題や国際貿易に関連のある問題を共に検討するため、1983年ITTAによって設立された。1983年ITTAは1994年ITTAに引き継がれ、2006年ITTAがこれを承継している。

ITTO は熱帯林の持続可能な経営と熱帯木材・木材製品の持続可能かつ合法的な貿易に特化した唯一の政府間組織である。ITTOの加盟国は生産国と消費国の2種類に区分されており（付属資料2を参照）、ITTOの目的に関連した交渉、協議、国際協力及び政策策定のための有意義な話し合いの場と枠組を作り出している。

ITTOは、74の加盟国間での交渉、協議、国際協力及び政策策定に向けた有意義な枠組を提供する。ITTO加盟国は世界の熱帯林の80パーセント、世界で取引される熱帯木材および熱帯木材製品の90パーセントを占める。

ITTO は、国際熱帯木材理事会 (International Tropical Timber Council: ITTC) に管理されている。ITTCには全ての加盟国が参加可能で、毎年理事会を開催している。ITTCには4つの常設の助言委員会、豊富な経験と様々な専門性を有すスタッフで構成される事務局、多数の諮問グループ及び専門家パネルが置かれている（ボックス5）。



ITTOは、ドナーによる任意拠出金、非ドナー加盟国による物資協力、全加盟国による分担金に支えられて総合的に政策活動および事業活動を実施している⁸。

ITTOは、1990年代初めに世界に先駆けて持続可能な森林経営 (sustainable forest management: SFM) の概念を打ち立て、SFMの条件や指標の開発及び適用において主導的な立場を取ってきた。また、森林景観再生から生産林の生物多様性保全に至るまで、自然熱帯林の持続可能な経営に役立てられるガイドラインを策定し、国際的な合意を図ってきた。

1987年の運営開始以来、ITTOは1,200件以上のプロジェクト、事前プロジェクト及び活動に4億3,000万米ドルを超える資金協力を行っている。協力している活動の大半は現場で実施されるプロジェクトで、ITTOの政策やガイドラインの実践及び熱帯加盟国のキャパシティビルディングに役立てられている。気候変動緩和、生物多様性保全、生態系サービスの提供、災害リスク軽減、コミュニティ開発等、プロジェクトの成果が多岐に渡るものが多い。

1987年の運営開始以来、ITTOは1,200件以上のプロジェクト、事前プロジェクト及び活動に4億3,000万米ドルを超える資金協力を行っている。

1989年からITTOフェローシッププログラムは加盟国の人材開発を促してきた。2020年現在、フェローシップ総額は800万米ドルに上り、50か国、1,400名以上の若手・中堅の男女が熱帯林業や関連分野における専門知識を高め、政府、学界、民間企業、市民社会でそのスキルを活用させている。

ITTOは、「熱帯木材市場レポート (Tropical Timber Market Report)」を月2回、「熱帯林ニュースレター (Tropical Forest Update)」を年4回発行し、年次市場ディスカッション (Annual Market Discussion) を開催する等、世界の熱帯木材経済や熱帯林資源基盤に関する情報、統計、動向を即時に発信している。さらに、「世界の木材状況に関する隔年評価報告書 (Biennial Review and Assessment of the World Timber Situation)」では、熱帯地域を中心とした世界の木材生産と木材貿易に関する最新かつ確かな国際統計まとめている。

ITTOのパートナーシップで持続可能な恩恵を獲得する

ITTOは国レベル、地域レベル、国際レベルの様々な政府間組織、非営利期間、民間セクター組織と緊密に協力し、ITTOの目的に向けた前進を遂げ、セクター間の相乗効果を得ている。

- ITTOは、任期を特に定めない貿易諮問グループ (TAG) 及び市民社会諮問グループ (CSAG) に支えられている。両グループは、次のように、それぞれの専門知識と見解に基づいて助言や提言を行う (戦略的行動計画の策定に対するものを含む)：
 - TAGは、市場参入や熱帯木材の需要・供給に関連した事項を中心に助言や提言を行う。また、熱帯木材貿易関連のトピックを話し合う年次市場ディスカッションを開催する。
 - CSAGは、保全、先住民及び地域住民、女性の生計向上を中心とした助言や提言を行う。ITTOが資金協力を行うプロジェクトの実施にも関与している。

⁸ ITTOの現在のドナー加盟国は、日本、欧州連合 (EU)、米国、ドイツ、韓国、中国、オランダ及びスウェーデンである。

- ITTOは、森林に関する協調パートナーシップ(CPF)の加盟機関である。CPFは、国連森林フォーラム(UNFF)⁹の支援を目的として2001年に創設され、国連食糧農業機関(FAO)が議長を務める。現在、CPFは15の国際機関の代表者で構成されており、あらゆる森林は持続可能な経営の下に置かれること、この実現のために長期的な政治的関与を強めることを目指し、加盟国間の一貫性と相乗効果の増強に向けて力を注いでいる¹⁰。
- ITTOとFAOは、CPFの持続可能な世界のための持続可能な木材に関する共同イニシアティブ(Sustainable Wood for a Sustainable World: SW4SW)¹¹を共同で主導している。このイニシアティブは、持続可能な木材バリューチェーンの強化、これがもたらす生産から消費に至るまでの社会面、経済面、環境面の便益の拡大、気候変動に強靱な地球をつくるための低炭素製品の供給増加を目指している。
- ITTO及びワシントン条約(絶滅危機のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約:CITES)は、ITTO-CITESプログラムを通じ、長年に渡ってパートナー・協力関係にある。ITTO-CITESプログラムは、CITES附属書に掲載されている木材種の国際取引がその持続可能な経営や保全を妨げない範囲で行われることを目的としている。
- 2025年まで継続となった熱帯林の生物多様性保全のためのITTO-生物多様性条約共同イニシアティブ(ITTO-Convention on Biological Diversity Collaborative Initiative on Tropical Forest Biodiversity)は、熱帯林における生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進し、森林減少や森林劣化による生物多様性の減少の原因に対処することを目的としている。
- ITTOと国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature: IUCN)は、「熱帯生産林における生物多様性のためのITTO・IUCNとの共同ガイドライン(ITTO/IUCN Guidelines for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity in Tropical Timber Production Forests)」を作成した。
- 毎年、ITTOは、欧州連合統計局(Eurostat)、FAO、国連木材委員会(United Nations Economic Commission for Europe: UNECE)と共同して、共同森林部門質問票(Joint Forest Sector Questionnaire)による世界の木材生産と貿易に関する最新情報を収集している。調査結果はITTOホームページに掲載される。
- ITTOは、地球環境ファシリティ(GEF)の第8次増資(8 replenishment)期間に、持続可能な森林経営インパクトプログラム及びGEF食糧体系、土地利用及び再生インパクトプログラム中の熱帯林減少に関する部分にITTOがどのように協力にできるかをGEF事務局と協議中である。
- ITTOは、アマゾン協力協定機構(Amazon Cooperation Treaty Organization: ACTO)、コンゴ川流域森林パートナーシップ(Congo Basin Forest Partnership)、持続可能な森林経営及び森林整備のためのアジア太平洋ネットワーク(Asia-Pacific Network for Sustainable Forest Management and Rehabilitation)、フォーレスト・ヨーロッパ(Forest Europe)等、多数の協力活動を地域機関や地域プロセスと共同で実施している。

⁹ 国連森林フォーラム(UNFF)は、経済社会理事会(Economic and Social Council: ECOSOC)の補助機関として2000年に国連総会にて設立された。www.un.org/esa/forests/index.html (英語)を参照願いたい。

¹⁰ www.cpfweb.org (英語)

¹¹ www.fao.org/forestry/sustainable-wood (英語)

2 熱帯林セクターの動向と課題



止まらない森林への脅威

森林の減少や劣化は驚くべき速さで続いている。2015年から2020年までの毎年、世界で失われた森林面積は1,000万ヘクタール(韓国の国土面積に相当)に上ると推定されており、この規模は2010年から2015年までの毎年失われた1,200万ヘクタールをわずかに下回っているに過ぎない¹²。森林の減少や劣化の大半は熱帯で発生しており、様々な原因が根底にある。

- 熱帯林減少の大きな要因は、競合する土地利用を奨励する開発事業と政策である¹³。そのような事業や政策は経済的利益が大きいかつ短期間で得られ、農業、エネルギー、鉱業等に代表される。
- 森林の生態系サービス(例: 土壌、水、炭素及び生物多様性)や市場以外の恩恵(例: 精神面・文化面での恩恵、花粉媒介、将来リスクの予防手段)の価値が十分に現れるよう、市場の失敗、公共政策および国の会計システムによって森林から農業プランテーションやその他の土地の利用方法への転換が促されている。多くの国々では非公式な森林経済による地域の暮らしへもたらす寄与も大きいのが、概ね見過ごされている。
- 熱帯地域の自然林は、持続不可能かつ違法な伐採や、薪の収集、断片化及び虫、病気、厳しい気象現象及び山火事によるかく乱によって脅かされている。これら全てが森林の健康と生命力を損ねる。一例として、2015年に主にアフリカと南米で発生した火災で森林面積全体の4パーセントが焼失し、およそ9,800万ヘクタールの森林が影響を受けた¹⁴。
- さらに、気候変動と生物多様性が晒されている危機がもたらすインパクトは激しさを増しており、100万もの種に絶滅の恐れがあるが¹⁵、これも長期的には熱帯林の生態系と木材・非木材林産物の貿易に深刻な影響を与える。

¹² 国連食糧農業機関(FAO)(2020)。「2020年版グローバル森林資源アセスメント(Global Forest Resources Assessment 2020)」。ローマ。

¹³ www.cpfweb.org/47013-0cdceb8e3687f9ec4f5ae61576d77a9d8.pdf (英語)

¹⁴ 国連食糧農業機関(2020)。「2020年版グローバル森林資源アセスメント(Global Forest Resources Assessment) 2020」。ローマ。

¹⁵ 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)(2019)。「地球規模評価報告書(Global Assessment Report)」。

森林を主体とする事業及び国際貿易は、熱帯林に付加価値を与え、持続可能な経済や生計に大きく寄与し得る。しかし、熱帯木材が主要な輸入市場に占めるシェアは、熱帯木材に伴う環境面の負のイメージや非熱帯木材と非再生可能資材(例:プラスチック、非木材薄版、コンクリート、金属)による代替可否に左右されることが証明されている。これは、特に不況時、再生可能で環境への負荷が少ない資源としての熱帯木材の重要なプラスの面を見過ごす消費市場があることを示している。

2050年までに世界の人口が97億に達することが見込まれている中¹⁶、土地を巡る競争は激化の様相を見せている。持続可能な経営に置かれた熱帯自然林がもたらす不可欠な物と生態系サービスにとってはさらなる脅威となるであろう。

急速な人口成長と一人当たり収入の増加によって、林産物への需要が世界的に高まっており、自然林に負担を強いている。急速に成長しているプランテーションが今後の木材繊維需要にどの程度応えられるかが次第に重要となるであろう。

新型コロナウイルス感染症の影響と回復の見通し

新型コロナウイルス感染症が2020年初めに急速に拡大し始め、これに伴い世界経済が後退し政府によるロックダウン措置が取られると、前述した傾向の中には一層悪化するものがあった。これにより、多数の国の熱帯林セクターが経済的、社会的、環境的に打撃を受けた。次にいくつかの事例を示す:

- 工場や製材所の稼働停止、販売量の激減、価格の急落、輸送遅延、輸送費の高騰、サプライチェーンの分断および資本投資の中断が、大量の失業や多数の中小規模の森林企業の倒産を招いた。
- 人々が感染症の拡大を逃れ別の生活手段(例:食料、薪、住居)を求めて都市から山村の森林地域へ移住したことで森林資源への負担が増大した。
- 違法伐採、野生動物の狩猟、焼畑形式の農業、保護林や先住民の森林地への侵入といった事案が増えたが、政府による配備が少なくなり、モニタリング及び法施行が減ったことから、これらの歯止めが効かなくなった¹⁷

森林セクターを含め、世界経済の多くのセクターが新型コロナウイルス感染症の拡大による混乱や影響からの回復に今後数年間の時間を費やすことが考えられる。次に例を示す:

- 多くの国では新型コロナウイルス感染症の変異種が発生し、再びロックダウン措置が取られている。これにより、森林セクターにおける経済活動の再開が遅れ、森林に依存する地域住民及び森林の健康への影響が長期化する。
- 物や人々の移動制限が緩和されるにつれ、熱帯林はさらなる危険に晒される可能性がある。新型コロナウイルス感染症の流行からの回復を加速させるための国の経済奨励策は、農産物、産業・農業プランテーション、鉱業を支え、森林法および森林規制の施行の縮小や弱体化につながっているケースもある¹⁸

¹⁶ 国際連合社会経済局人口部 (United Nations, Department of Economic and Social Affairs, Population Division) (2019).「世界人口推計2019年版:要旨(World population prospects 2019: highlights)」(ST/ESA/SER.A/423)。

¹⁷ 国連森林フォーラム専門家グループ会合 (UNFF Expert Group Meeting) (2021年1月)。www.un.org/esa/forests/wp-content/uploads/2020/12/CoChairs-Summary-EGM-covid19-impact-280121.pdf (英語)を参照願いたい。

¹⁸ 国連森林フォーラム専門家グループ会合 (UNFF Expert Group Meeting) (2021年1月)。www.un.org/esa/forests/wp-content/uploads/2020/12/CoChairs-Summary-EGM-covid19-impact-280121.pdf (英語)を参照願いたい。

- ITTOが行ったモデル分析は、世界の木材生産は、2026年までに新型コロナウイルス感染症の拡大以前のレベルに回復するであろうと示している¹⁹。熱帯地域に限ると、その木材生産の見通しはこれほどはっきりしておらず、国の状況や熱帯木材経済の構造により国や地域によって大きく差が現れ得る。
- 新型コロナウイルス感染症の収束後、熱帯木材の生産者や加工業者が存続するには今以上に国内市場に頼る必要があるかもしれない。これは、サプライチェーンやバリューチェーンを根本的に変え、森林の減少・劣化を加速させることとなり得る。
- 熱帯木材市場に関する時宜を得た情報はこれまでも重要であったが、新型コロナウイルス感染症の流行により市況やサプライチェーンが引き続き中断しているため、この重要性が改めて強調される。市場参入者（生産者及び消費者）は、ITTOの市場情報サービス（Market Information Service）を以前に比して多く利用し、新型コロナウイルス感染症に伴う市場の変動の把握と対処にあたっているとの認識がある。
- 新型コロナウイルス感染症の中・長期的な影響は不明である。しかし、この先進むべき道は、同感染症拡大からの回復に向け、熱帯林及び森林主体型事業が経済、社会、環境にもたらす寄与を認識するようなイニシアティブや資金投入を国、地域、世界規模で行うものであることに間違いはないであろう。

新型コロナウイルス感染症の流行からの強靱な回復および気候変動と生物多様性が瀕する危機への対応は、世界の森林との結びつきを常に保ったものでなければならない。

—世界森林目標報告 2021

¹⁹ C. ヘルド、E. マイヤー＝ランズバーグ & V. アロンソ (2021). 「熱帯木材2050: 熱帯木材の将来の需要と供給および持続可能な経済への寄与の分析 (Tropical timber 2050: an analysis of the future supply of and demand for tropical timber and its contributions to a sustainable economy)」(英語、日本語概要(林野庁作成)). ITTOテクニカルシリーズ No.49 (Technical Series No. 49). ITTO、横浜。

3 戦略的重点分野、分野横断的戦略及びターゲット



今後5年間のITTO活動の指針となるのが4つの戦略的重点分野、4つの分野横断的戦略とこれに関連する38のターゲットである。ITTOの目的の前進に向け、国際的な森林関連の動向を踏まえつつ、2026年までの遂行・達成を目指す。

表 1にて、ITTOの戦略的重点分野並びに分野横断的戦略と両者の2006年ITTA、世界森林目標並びに持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals (SDGs))との関連を示す。表 2 と 表 3では、戦略的重点分野と分野横断的戦略の達成に向けたターゲットを設定しており、これが2026年までに期待されるITTOの成果となる。ITTOの目的が一体性を踏まえると、ITTOの5か年戦略的重点分野・分野横断的戦略との間には相乗効果がある。これは全体にも言える。また、ターゲットについても同様で、あるターゲットが一つ又は複数の戦略的重点分野や分野横断的戦略に寄与する可能性がある。

表 1:2022年～2026年のITTOの戦略的重点分野および分野横断的戦略

戦略的重点分野	関連する条項および国際目標		
	2006年ITTA条項	世界森林目標	持続可能な開発目標 (SDGs)
1. ガバナンスと投資 — 持続可能な熱帯林経営、合法かつ持続可能な林産物サプライチェーン及び関連貿易への資金協力や投資を増やすため、グッド・ガバナンスと政策枠組を促進する	1条a、1条c、1条i、1条k、1条n	1、3、4、5	15、16、17
2. 経済と熱帯木材貿易 — 熱帯木材及びその他の林産物やサービスの加工や貿易の促進等を通じて、熱帯林セクターが国家・地域経済及び強靱な暮らしにもたらす貢献を増加させる	1条a、1条c、1条i、1条k	2	8、15
3. 強靱性、再生と保全 — 熱帯林の減少と劣化の軽減、森林景観再生の拡大、気候変動に対する森林生態系の強靱性の強化、森林の生物多様性と生態系サービスの保全を図る	1条a、1条c、1条i、1条j、1条k、1条m、1条q	1、2、3、5、6	13、15
4. 統計と情報 — 熱帯林産物の市場、サプライチェーン及び国際貿易に関する情報の質、入手可能性及び適時性を向上させる。市場へのアクセス、その拡大及び多様化に関連のある課題や機会についての情報も含まれる	1条a、1条b、1条c、1条e、1条h、1条k、1条l、1条o、27条～28条	4、6	15
分野横断的戦略			
1. 加盟国が戦略的行動計画 2022-2026 を遂行できるようキャパシティ・ビルディングを支援する	1条a、1条c、1条d、1条g、1条q、1条r		4、15
2. ITTO事業の効果を拡大させる	全て	6	15
3. 熱帯林セクターが新型コロナウイルス感染症からの回復計画、同感染症に対する措置および資金投入に組み込まれるよう促す	1条a、1条c、1条s	5	
4. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進する	1条a、1条c		5、15

表 2:2026年までに達成すべきターゲット(戦略的重点分野別)

戦略的重点分野	ターゲット
1. ガバナンスと投資	1) GEFおよび緑の気候基金(Green Climate Fund:GCF)の認証要件を満たすための戦略/ロードマップを策定する。その間、GEF及びGCFのステークホルダーエンゲージメント措置への効果的な参画を目指す 2) 国際的なパートナーシップや相乗効果を強化し、それによる資金協力を確保する 3) 透明性のモニタリング・増幅、またサプライチェーンにおける追跡を可能にするツールを開発・推進する 4) 合法かつ持続可能なサプライチェーンにかかる対話と協力の場としてのITTOの主導力を向上させる 5) 熱帯木材種の違法取引対策を促進し、このため、CITESとの協力を強化する 6) 熱帯木材の加工業や加工技術への資金投入の機会及び制約を探る
2. 経済と熱帯木材貿易	7) 生産国の国内の木材生産・取引がSFMに及ぼす効果を分析し、国内の持続可能な木材生産とサプライチェーンを促進する 8) 市場や貿易に関する課題、熱帯木材セクターの強靱性、持続可能な方法で生産される熱帯木材の需要を世界全体で高める方法を検討するための、TAG及びCSAGも含めた、ITTOのワーキンググループを設立する 9) 合法かつ持続可能なサプライチェーン等、中小企業向けの先住民及び地域住民による森林経営とビジネスモデルを開発・推進する 10) 生産国での持続可能な価値の創造の機会を探る 11) 熱帯地域でのプランテーションやアグロフォレストリー体系が地域・国家経済に果たす役割、また劣化した土地をそのような用途に再生する機会についてのアセスメントを行う
3. 強靱性、再生と保全	12) 熱帯林の減少・劣化の軽減及び気候変動緩和・適応と森林景観再生への寄与においてITTOが果たす役割を明確にし、促進する 13) 違法な森林減少の軽減に向け、土地利用政策や景観計画作成の過程を通じるなどして、林業、農業及び他セクター間の有益な関係促進を図る 14) 気候変動という状況下での様々な統合型森林景観管理アプローチを分析・促進する 15) 森林再生やSFMの気候変動緩和・適応戦略への組入れ等にかかる連携を促し相乗効果を高めるため、国連気候変動枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change:UNFCCC)との覚書(MOU)締結を模索する 16) ポスト2020生物多様性枠組を反映させるため、必要に応じて生物多様性条約(Convention on Biological Diversity: CBD)とのMOUを見直す 17) 砂漠化対処条約(United Nations Convention to Combat Desertification: UNCCD)とのMOUを2026年まで延長又は更新する 18) 「熱帯地域における森林景観再生のためのガイドライン(Guidelines for Forest Landscape Restoration in the Tropics)」(2020年出版)の活用を促すと共に、必要に応じ、「熱帯生産林における生物多様性のためのITTO・IUCNとの共同ガイドライン(ITTO/IUCN Guidelines for the Conservation and Sustainable Use of Biodiversity in Tropical Production Forests)」(2009年出版)を改訂する
4. 統計と情報	19) ITTOの貿易と市場データベースを戦略的に活用し、国際的な話合いの場やCPFでの合法かつ持続可能なサプライチェーンにかかる議論に情報提供しこれを支援する 20) 熱帯地域のSFM("SFM Tropics")の状況について、ITTOのSFMの条件と指標に基づく最新報告書を作成する 21) ITTOのプロジェクト・コンセプトノートデータベースがプロジェクトサイクル合理化に向けた試行活動の一環で開発されていることに留意しながら、これを改良する

表 3:2026年までに達成すべきターゲット(分野横断的戦略別)

分野横断的戦略	ターゲット
1. 加盟国のキャパシティ・ビルディング	22) ベストプラクティス、ツール、科学・研究の応用およびイノベーションを強化する 23) ITTOフェロウシップ・プログラム、地域・準地域ワークショップ、目的と定めた資料やパッケージの作成・普及等を通じて研修、教育、生涯学習を充実させる 24) ITTOの知識管理戦略およびガイドラインを完成させ運用する 25) 国・地方レベルでのセクター横断的な連携を促すためのイニシアティブを支援する
2. ITTO事業の効果向上	26) 試行フェーズの結果を踏まえ、資源動員戦略およびプログラムライン中心に合理化されたITTOプロジェクトサイクルを組み入れたITTOの新規財務構造を採択・実施する 27) ITTOのプロジェクト関連のマニュアルを必要に応じて改訂・更新し、新たなプロジェクトサイクルを反映させる 28) 国際的な森林関連の目標や約束へのITTOの貢献にクローズアップしたコミュニケーション及びアウトリーチ戦略を採択・実施する 29) 先住民及び地域住民を含めたTAG及びCSAG、さらには関連国際機関とのパートナーシップを拡大する 30) 中核活動や事業に活かせるよう運営勘定 (Administrative Account) をこれまでに以上に効果的かつ持続可能に活用する
3. 新型コロナウイルス感染症からの回復への熱帯林セクターの統合	31) 既存の報告を基に、新型コロナウイルス感染症が熱帯林セクター及び関連貿易に及ぼした経済的、社会的、環境的影響についてアセスメントを行う 32) 年次市場ディスカッション (Annual Market Discussion) や世界の木材状況に関する隔年評価報告書 (Biennial Review and Assessment of the World Timber Situation) を通じるなどして、新型コロナウイルス感染症収束後の回復にかかる課題と機会を特定する 33) 熱帯林主体企業や持続可能かつ強靱なサプライチェーンの新型コロナウイルス感染症からの回復への資金投入を促す 34) SFM及び合法かつ持続可能なサプライチェーンと貿易が新型コロナウイルス感染症収束後の雇用と経済再活性化にもたらす貢献を明らかにするメカニズムを促進する 35) CPFと協力の上、熱帯林と将来の感染症リスクとの結びつきを特定する 36) ターゲット31)から35)に関する結果と報告を広く公表・普及し、ITTOが新型コロナウイルス感染症収束後の回復支援で果たす役割を明らかにする
4. ジェンダー平等と女性のエンパワメント	37) ITTOのデータ収集・統計プロセス及び現在試行中の合理化されたプロジェクトサイクルなどで、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関するITTO政策ガイドライン (ITTO Policy Guidelines on Gender Equality and Empowering Women)」の活用と実践を拡大・加速させる 38) 第一次森林産業を含む熱帯林セクターで女性が果たす役割に関する調査及びジェンダー不平等が同セクターに携わる女性の気候変動問題に対する強靱性に与える影響に関する調査を実施する

4 実施枠組



戦略的行動計画2022–2026 は、ITTOの二カ年事業プログラム (Biennial Work Programmes : BWPs) の下で資金が調達される政策活動とITTOプロジェクトサイクルの下で資金が調達される事業活動、さらに加盟国、パートナー機関および国、地域、国際レベルの利害関係者による協力協力がなされる事業活動をもって遂行される。政策活動と事業活動は、ドナー加盟国の任意拠出金によって主に賄われ、2006年のITTAの第24条1に則り、調和の取れた方法で実施される。

現時点では、ITTO戦略的行動計画2022–2026 を遂行するための任意拠出金の見通しは立っていない。ITTOは、追加資金を集めるため、2022年／2023年に決定する新規財務構造を試行的に実施している。流行中の新型コロナウイルス感染症もまた、ITTOと熱帯林セクターにとっての不透明さの要因となっている。

ITTO戦略的行動計画2022–2026 の採択から一年以内に、ITTCは、表 2及び表 3のターゲット遂行に向け任意拠出金を動員するための5か年指示目標を設定する必要がある。この5か年指示目標は、ターゲット達成に要する推定費用に基づき、これを反映し、ターゲット26で言及されているように新規の資源動員戦略についての議論を踏まえなければならない。任意拠出金の拠出の用意があるITTO加盟国はこの5か年目標に協力することが求められる。

ITTOの全加盟国には、事務局及び中核事業活動を支える運営勘定への年次分担拠出金及び滞納金の支払いが求められる²⁰。

²⁰ 2006年ITTA第19条に則り、ITTO加盟国は、運営勘定への加盟国年次分担拠出金を支払い、これが事務局費用及び中核的な活動に充てられる。事務局費用は、生産加盟国(50パーセント)と消費加盟国(50パーセント)が均等に負担し、中核的な活動にかかる費用は80パーセントを消費国、20パーセントを生産国が負担する。

二カ年事業計画 (Biennial work programmes)

ITTOの二カ年事業計画 (Biennial work programmes : BWP) は、ITTCの承認を得て、加盟国に広く裨益する政策関連の活動を中心に策定され、通常、事務局が実施又は実施支援にあたる。表 2及び表 3に示すターゲットは、2006年ITTAの第24条3に則り、次期5年間の中心活動となる。この活動はBWP 2023年～2024年及びBWP 2025年～2025年 にて実施予定であるが、各BWPは2022年と2024年に開催されるITTCにて承認を得る必要がある。初期の重点活動は、資金状況に基づき、BWP 2021年～2022年に盛り込まれる予定である。

BWPにはターゲット活動及びその実施方法、推定コストや必要に応じてその他の詳細が明記される。数フェーズに分けて行われる活動や複数の要素を有する活動もある。

BWPに盛り込まれるターゲット活動は、主にドナー加盟国の任意拠出金に賄われるが、これ以外の任意資金協力を排除するものではない。コミュニケーション並びにアウトリーチ、及び調査、統計、ガイドラインやマニュアルの作成・出版等の事業ターゲットは、ITTOの中核予算によって部分的に賄われる可能性がある。

ITTCは、追加資金が利用できれば、戦略的重点分野や分野横断的戦略に直接貢献する他の活動をBWPに含め、ターゲット活動を補充することができる。そのような追加活動と戦略的重点分野、分野横断的戦略及びターゲットとの関連性をBWPの中で述べることとなる。さらに、新たな課題への対応が必要な場合にも、ITTCがBWPに活動を追加する可能性がある。

事業資金／プロジェクトサイクル

2006年ITTAの第20条は、承認された事業・活動に対する任意拠出金を促す事業勘定 (Project Sub-Account) について定めている。2006年ITTAの第25条に従い、ITTO加盟国及び事務局長は、ITTOの事業サイクルを通じた資金協力を求めてITTOに事業に関する提案を提出することが可能である。

複数年に渡る試行フェーズが終了すると、ITTCによる合理化された事業サイクルの採択が期待される。この事業サイクルは、ITTOの新規財務構造の一部となる次の4つのプログラムラインを主軸とする：

- 1) 熱帯林産物の合法かつ持続可能なサプライチェーン
- 2) 生物多様性と生態系サービスの保全
- 3) 熱帯林景観再生と強靱性のある暮らし
- 4) 新たな課題とイノベーション

試行フェーズではプロジェクトのコンセプトノートが策定される。この過程では、プロジェクト本提案書の作成を目的として、可能性のあるドナー資金を募るために1つ又は複数のプログラムラインに関連する事業のアイデアを提案する。提案書が2006年ITTA第1条(付属資料1を参照)、世界森林目標、SDGsとの関連性を有すかもここで述べる。ITTO戦略的行動計画2022-2026の採択を経て、コンセプトノートには、提案事業による表 1に示した戦略的重点分野や分野横断的戦略への寄与が示される。ITTOの新規財務構造の採択後に提出された事業提案書は、新規事業サイクルのプロセス及び手続きに従うこととなる。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するITTO政策ガイドライン (ITTO's Policy Guidelines on Gender Equality and Empowering Women) (パート5参照)²¹ に則り、新規事業サイクルではジェンダーにかかる事項を大きく取扱い、コンセプトノートから事業の策定、実施、モニタリング、レビュー、評価に至るまでの全事業サイクルで取組がなされる。

²¹ www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=6107&no=1&disp=inline (英語)

ITTO環境・社会マネジメントガイドライン (*Environmental and Social Management Guidelines*)²² に準じて、フィールド事業にかかるコンセプトノートでは、当該提案事業が晒す恐れのあるリスクや正・負両方の影響を予備的に評価する、環境・社会面の初期審査が盛り込まれる。各事業のコンセプトノートには、実施済みの環境・社会チェックリスト質問票が添付される。

2006年ITTA第20条では、承認された事業や活動に対して用途を指定しない任意拠出金を活用可能とする課題別計画勘定を定めている。ITTOの課題別計画(プログラム)は5つあり、2009年に設定されている。これまでITTOに協力してきたドナー以外の協力機関によるものを含め、用途を指定しない2,200万米ドル近くの資金協力を受けた。しかし、ここ数年、ITTOを含む国際機関への資金協力は用途非特定のもの減少傾向にある。ITTCはITTO戦略的行動計画2022-2026を支援する用途を特定しない資金協力を前向きであるべきものの、プログラムラインに沿った特定事業への資金協力を募るよう注力していく。

加盟国、パートナー機関および利害関係者

ITTOの加盟国、パートナー機関および利害関係者は、個々にも集団としても、ITTO戦略的行動計画2022-2026の遂行において果たす役割を持つ。

毎年開催されるITTCセッションでは、加盟国は、戦略的行動計画2022-2026の戦略的重点分野・分野横断的戦略の達成に向けて実施した行動を発表する機会が設けられる。このような行動には、国・地方レベルの政策やアクション、さらに二か国間措置、地域的措置および国際的措置がある。

TAG、CSAG及び国際機関・地域機関に代表されるITTOのパートナー機関にも、年次ITTCセッションにてITTO戦略的行動計画2022-2026達成に向けて行った貢献を発表する機会が設けられる。事務局長は、このため、先住民及び地域住民を含むTAG及びCSAGによるITTCセッションへの参加を促す。

加盟国やパートナー機関の提供による戦略的重点分野・分野横断的戦略に向けた取組に関するそれぞれの報告や最新情報は全てITTOのホームページ上で公表される。

CPFでは、ITTOを代表して事務局長が、他のCPF加盟組織も関心を寄せるITTOの戦略的重点分野・分野横断的戦略の前進につながる共同イニシアティブの促進に努める。

CPF加盟組織や森林に関わりのある地球・地域規模の機関及びプロセスの管理組織メンバーとして、ITTO加盟国は、前述した組織・機関・プロセスの使命や優先分野に準拠しつつ、そのような組織・機関・プロセスを通じてITTOの戦略的重点分野・分野横断的戦略の推進に努めることが奨励される。さらに、ITTO加盟国のコンタクトパーソンには、CEF、UNFF及びリオ3条約(Rio Conventions)等のCPF加盟組織のカウンターパートと緊密な連携を図ることも奨励される。

²² www.itto.int/direct/topics/topics_pdf_download/topics_id=6436&no=1&disp=inline (英語)

5 モニタリング、報告及びレビュー



モニタリングと報告

事務局長は、戦略的行動計画2022 – 2026 実施にかかる進捗について、資金調達状況、達成項目、課題も含めた報告をITTCに対して毎年行う。事務局長は、ITTCの要請があった場合や加盟国の周知のために必要とされた場合に中間報告を行うことも可能である。

事業実施機関は、年に2回、ITTOの資金協力によるプロジェクトの状況を事務局に報告する。事務局は、実施中及び終了事業に関する関連委員会への毎年の報告を引き続き行う。終了プロジェクトの報告書では、目標の達成に照らした有効性にかかる評価を行う。

事務局長及び委員会が提出する進捗報告に基づき、ITTCはITTO戦略的行動計画2022 – 2026の円滑な遂行や遂行の拡大が可能となるよう、必要と判断された場合に何らかの措置を講じる場合がある。

レビュー

ITTCは、ITTO戦略的行動計画2022 – 2026の有効性についてのレビュー・評価を2026年に行う。レビューでは、戦略的行動計画期間内での熱帯木材製品取引価格及び取引高の動向を世界全体と地域別に検討し、3.で示したターゲットの達成状況又は実施状況を評価す。ITTCはITTOの新規財務構造が採択され次第、レビューで採用する要素(パラメータ)や指標を可能な限り迅速に決定する。ITTCは、必要と判断する場合、2024年に中間レビューを実施する可能性がある。

2026年のレビュー及び評価終了後、2006年ITTAをさらに3年間(2029年12月まで)延長する場合、ITTCはITTO戦略的行動計画2022 – 2026を2029年まで延長するか否かを判断することができる。この際、必要に応じて手直し又は修正が加えられる。

付属資料1

2006年ITTA第1条の条文

第1条:目的

2006年の国際熱帯木材協定(以下、この協定)というは、次のことにより、持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化並びに熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進することを目的とする。

- 1 木材に関する世界経済のすべての側面について、すべての加盟国間の協議、国際協力及び政策立案のための効果的な枠組を提供すること。
- 2 非差別的な木材貿易慣行を促進するための協議の場を提供すること。
- 3 持続可能な開発及び貧困の軽減に寄与すること。
- 4 熱帯木材及び熱帯木材製品の輸出を持続可能であるように経営されている供給源からのものについて行うことを達成するための戦略を実施するための加盟国の能力を高めること。
- 5 国際市場の構造上の条件(消費及び生産の長期的傾向、市場アクセスに影響を及ぼす要因、消費者の選好並びに価格を含む)及び持続可能な森林経営の費用を反映した価格をもたらす条件についての理解を一層促進すること。
- 6 森林経営、木材利用の効率及び他の材料と比較した木材製品の競争力を改善するため並びに木材生産熱帯林における木材生産以外の森林の価値を保全し、及び高める能力を増大させるため、研究及び開発を促進し、及び支援すること。
- 7 この協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な新規の、かつ、追加的な資金の供与のための制度(十分かつ予測可能な拠出を促進するためのもの)及びこの協定の目的を達成するための加盟生産国の能力を高めるために必要な専門知識を供与のための制度を発展させ、並びにそれらの制度に寄与すること。
- 8 市場及び市場の動向に関する一層の透明性及びより良い情報を確保するため、市場情報を改善し、及び国際木材市場に関する情報の共有を奨励すること(貿易が行われている樹種に関する資料その他の貿易に関連する資料の収集、取りまとめ及び公表を含む)。
- 9 加盟生産国の工業化を促進するため並びにそれにより雇用の機会と輸出収入を増加させるため、当該加盟生産国における持続可能な供給源からの熱帯木材の加工を増進及び加工度の向上を促進すること。
- 10 森林資源に依存する地域社会に十分な考慮を払いつつ、熱帯木材に係る造林及び劣化した林地の復旧を支援し、及び発展させるよう加盟国を奨励すること。
- 11 持続可能であるように経営され、かつ、合法的な伐採が行われた供給源からの合法的に取引される熱帯木材及び熱帯木材製品であって輸出されたものの販売及び流通を改善すること(消費者の意識の向上を含む)。
- 12 木材貿易に関する統計及び熱帯林の持続可能な経営に関する情報の収集、処理及び公表についての加盟国の能力を強化すること
- 13 熱帯木材貿易との関係において、木材生産林の持続可能な利用及び保全並びに生態学的均衡の維持を目的とした国内政策を立案するよう加盟国を奨励すること。

- 14 森林に関する法令の執行及び統治を改善し、並びに熱帯木材の違法伐採及び関連する貿易に対処するための加盟国の能力を強化すること。
- 15 熱帯林の持続可能な経営を促進するための、任意の制度(特に認証制度)についての理解を深めるための情報の共有を奨励し、及びこの分野における加盟国の努力を支援すること。
- 16 この協定の目的を達成するための技術の取得の機会の提供、技術移転及び技術協力(これらの提供、移転及び協力は、相互に合意する場合には、緩和され、かつ、特恵的な条件によるものを含む)を促進すること。
- 17 持続可能な森林経営との関係において、熱帯林の持続可能な経営に対する非木材林産物及び環境サービスの貢献を強化するための戦略を策定する加盟国の能力を高めることを目的として、このような貢献についての理解が深まることを奨励し、並びに関連する機関及び枠組みと協力すること。
- 18 持続可能な森林経営の達成における森林に依存する先住民の社会及び地域社会の役割を認識し、並びに熱帯木材生産林を持続可能であるように経営するためのこれらの社会の能力を高める戦略を策定するよう加盟国を奨励すること。
- 19 関連する新たに生じた問題を特定し、対処すること。

付属資料2

ITTO加盟国一覧 (2021年12月31日現在)

生産国(36):

アフリカ(13)	アジア太平洋(10)	中南米(13)
ベナン	カンボジア	ブラジル
カメルーン	フィジー	コロンビア
中央アフリカ共和国	インド	コスタリカ
コンゴ	インドネシア	エクアドル
コートジボワール	マレーシア	グアテマラ
コンゴ民主共和国	ミャンマー	ガイアナ
ガボン	パプアニューギニア	ホンジュラス
ガーナ	フィリピン	メキシコ
リベリア	タイ	パナマ
マダガスカル	ベトナム	ペルー
マリ		スリナム
モザンビーク		トリニダード・トバゴ
トーゴ		ベネズエラ(ボリバル共和国)

消費国(38):

アルバニア	European Union ²⁴ and its 27 member states:		
オーストラリア	オーストリア	フランス	マルタ
中国	ベルギー	ドイツ	オランダ
日本	ブルガリア	ギリシャ	ポーランド
ニュージーランド	クロアチア	ハンガリー	ポルトガル
ノルウェー	キプロス	アイルランド	ルーマニア
韓国	チェコ	イタリア	スロバキア
スイス	デンマーク	ラトビア	スロベニア
英国	エストニア	リトアニア	スペイン
米国	フィンランド	ルクセンブルク	スウェーデン

* * *

²⁴ 欧州連合(EU)自体でITTO加盟国とされる

ITTOの「戦略的行動計画2022-2026」は、今後5年間のITTOの政策活動と事業活動の指針となります。過去の戦略的行動計画の実績に基づき、明確な戦略と指針を定めています。本戦略的行動計画は5つの部分で構成されます：

- 1: 人間の福利にとっての森林の重要性とITTOの役割を述べています
- 2: 新型コロナウイルス感染症の拡大を背景としてのものを含め、熱帯林セクターの動向と課題を特定しています
- 3: 本戦略的行動計画の中心となる本部分は、ITTOの4つの戦略的重点分野（「ガバナンスと投資」、「経済と熱帯木材貿易」、「強靱性、再生と保全」並びに「統計と情報」）及び4つの分野横断的戦略（キャパシティ・ビルディング、ITTOの有効性、新型コロナウイルス感染症からの回復、ジェンダー平等）及び2026年までに達成を目指す38のターゲットを特定しています
- 4: 本戦略的行動計画の実施枠組について説明しています
- 5: 本戦略的行動計画の実施にかかるモニタリング、報告及びレビューについて述べています



国際熱帯木材機関 (ITTO)

〒 220-0012 神奈川県横浜市西区みなとみらい 1-1-1 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター 5階
電話：(045) 223-1110 FAX：(045) 223-1111 電子メール：itto@itto.int ホームページ：www.itto.int

© ITTO 2022